

つくば市入札参加指名停止等措置要綱の規定に基づき、下記業者に対し指名停止を行います。

指名停止措置の概要

指名停止措置業者名及び住所	指名停止の期間	つくば市入札参加指名停止措置要綱該当条項等	事実概要
株式会社富士通ゼネラル 代表取締役 斎藤 悦郎 神奈川県川崎市 高津区末長三丁目3番17号	平成29年2月20日から 平成29年8月19日まで (6か月間)	つくば市入札参加指名停止等措置要綱第2条第1項別表第2第2項(独占禁止法違反)第1号	株式会社富士通ゼネラルは、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限したとして、平成29年2月2日、公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反し、排除措置命令を受けた。
日本電気株式会社 代表取締役 新野 隆 東京都港区 芝五丁目7番1号	平成29年2月20日から 平成29年8月19日まで (6か月間)	つくば市入札参加指名停止等措置要綱第2条第1項別表第2第2項(独占禁止法違反)第1号 指名停止措置期間については、同要綱第4条第2項第2号の規定に該当するため、別表第2に定める当該短期の2倍の期間とする一方、同要綱第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。	日本電気株式会社は、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限したとして、平成29年2月2日、公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反し、排除措置命令を受けた。 なお、日本電気株式会社は課徴金減免制度の適用を受けている。
沖電気工業株式会社 代表取締役 鎌上 信也 東京都港区 虎ノ門一丁目7番12号	平成29年2月20日から 平成29年5月19日まで (3か月間)	つくば市入札参加指名停止等措置要綱第2条第1項別表第2第2項(独占禁止法違反)第1号 指名停止措置期間については、同要綱第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。	3者は、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限したとして、平成29年2月2日、公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反し、排除措置命令を受けた。 なお、3者は課徴金減免制度の適用を受けている。
日本無線株式会社 代表取締役 荒 健次 東京都中野区 中野四丁目10番1号			
株式会社日立国際電気 代表執行役 佐久間 嘉一郎 東京都港区 西新橋二丁目15番12号			